

## 政策 1 - 3

### 1. 政策名

決済機能のセーフティネットの整備

### 2. 政策の目標

(目標)

決済機能の重要性を踏まえ、決済のセーフティネット整備に向けた検討を行い、必要な改革案をとりまとめる。

(業績指標) 改革案のとりまとめ、実施状況等

(説明)

金融機関破綻時の決済機能の安定確保を図るにあたって、名寄せのデータ処理をはじめとする我が国金融機関の現状、金融機関の破綻処理に関する司法制度等に鑑みれば、状況によっては金融機関の破綻処理に時間を要すること等により決済を円滑に完了できない場合も生じ得ることから、こうした場合に備え、我が国特有の事情も踏まえた決済機能の安定確保策が必要となっていました。

以上から、決済のセーフティネットの整備等を行うこととしました。

### 3. 現状分析及び外部要因

決済機能に関しては、「金融システムと行政の将来ビジョン」(平成14年7月発表)において、資金仲介機能とともに金融システムが担う基本機能としてその確実かつ円滑な実施の重要性が指摘されており、また、平成14年に生じた金融機関のシステム障害においても、期せずして決済機能の重要性が改めて広く実感されたところでした。

その後、平成14年7月末に、総理から「ペイオフ解禁は構造政策の一環であり、予定通り実施すべきである。金融機関には、預金者の信頼が得られるよう、経営基盤の強化に向け、格段の努力を促すべきだ。」との指示があり、同時に、「決済システムが危うくなるようなことはあってはならない。そのための方策を早急に検討し、必要な改革案をとりまとめてもらいたい。」と指示がありました。

このため、金融庁としては、総理の指示を踏まえ、次の問題意識で、金融審議会において集中的に決済のセーフティネット整備に向けた検討を進めていただき、速やかに必要な改革案をとりまとめていくこととしました。

決済サービスの確実かつ円滑な実施の重要性に照らすと、現行の各種の決済リスク削減策で決済機能の安定確保は十分か。

決済リスクの一層の削減のため、いかなる方策が必要か。

預金保険制度を活用する場合、「小さな預金保険制度」の原則のもと、少額預金者保護とは別に、モラルハザードを防止しつつ決済機能の安定を確保する適切な仕組みはどのようなものか。

#### **4. 事務運営についての報告及び評価**

##### (1) 事務運営についての報告

平成14年7月、金融庁から金融審議会に対して、決済機能の安定確保のための方策について検討を求めたことを受け、9月に金融審議会答申「決済機能の安定確保のための方策について」が取りまとめられました。同答申では、金融機関の破綻時にも各経済主体が決済を円滑・確実に完了できるよう、決済のためのセーフティネットとして、現金以外に安全確実な決済手段を確保するため、

- ・ 金融機関破綻時にも全額保護される預金（決済用預金）を制度として用意すること
- ・ 決済途上にある取引を完了させるための措置を講じることが必要であるとの考え方が示されました。

10月、「金融担当大臣談話 - ペイオフ問題について - 」を公表し、ペイオフを平成17年4月からとすることの理由を説明しました。

この大臣談話の中では、

）総理から平成16年度には不良債権問題を終結させる考えである旨の説示があったこと

）この不良債権処理の加速化を図るという政策強化を行なう中、ペイオフについては、決済機能の安定確保のための制度面の手当てを行ない、解禁の準備を整えるが、その実施は金融システム安定確保の観点から、不良債権問題が終結した後の平成17年4月からとする

）これにより金融システムの安定に配慮しつつ、不良債権処理を加速するとともに、中小企業金融等金融の円滑化に万全を期することとする

と説明しています。

また、そのための必要な措置を内容とする「預金保険法及び金融機関等の更生手続

の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（同法案は、平成 14 年 12 月成立、平成 15 年 4 月施行）。

#### 【本法律の概要】

- ア．当座預金、普通預金、別段預金については、平成 17 年 3 月まで引き続き全額保護することとする。
- イ．平成 17 年 4 月以降、下記の 3 要件を満たす預金については「決済用預金」とし、破綻時には全額保護することとする。
  - ・ 通常必要な決済サービスを提供できること
  - ・ 要求払いであること
  - ・ 利息が付されていないものであること
- ウ．金融機関が破綻前に依頼を受けた振込など（仕掛かり中の決済）に係る債務（決済債務）については、決済用預金に係る債務とみなし、全額保護することとする。
- エ．預金保険機構は、仕掛かり中の決済の完了のため必要があると認めるときは、必要な資金を破綻金融機関に対して貸し付けることができることとする。
- オ．金融機関において、破綻した場合に決済用預金の円滑な払戻しを確保するための措置を講じなければならないこととする。

なお、本法律改正によって導入された新たな措置のうち、特に上記決済債務制度について、具体的にどのような勘定項目が「決済債務」に該当するのかについて、という点を中心として、全国各地で各金融機関担当者を対象とした説明会を開催したほか、各業界団体を通じた照会への対応を行いました。

#### （２）評価

上記の法律改正によって、

- ）平成 17 年 4 月のペイオフ解禁以後も、決済のための資金については決済用預金に預け入れることにより、金融機関の破綻時にも当該資金は全額保護されること、
- ）今回の法改正前の預金保険法に基づく制度では保護の対象とされていなかった仮受金、金融機関預金等に経理されている資金であっても、決済途上にある場合には、全額保護されること、

となり、金融機関破綻時においても各経済主体が金融機関を利用した決済を円滑・確実に完了することを可能とする制度が整い、決済機能の安定に寄与するものと考えます。

当座・普通・別段預金を平成 17 年 3 月まで全額保護したことで、不良債権処理が加速化されている中においても預金動向は安定的に推移し、金融システムの安定に

も寄与しているものと考えます。

## **5．今後の課題**

平成 15 年 4 月より上記改正法が施行されたことから、当座預金・普通預金・別段預金が平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護されることとなったことと併せ、17 年 4 月以降は決済用預金が全額保護されることについても、今後、預金者に対する周知を行っていく必要があります。

また、金融機関等からの制度に関する照会等への対応など、預金保険機構とも連携しつつ、引き続き、制度の円滑な定着を図っていく必要があります。

## **6．当該施策に係る端的な結論**

前述 4.(2) のとおり、政策達成に向けて成果が上がっていますが、引き続き、預金者への周知と制度の円滑な定着に取り組む必要があります。

## **7．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **8．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）**

〔政策効果の把握方法〕

政策効果は、預金保険制度に係る改革案のとりまとめや実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料〕

- ・ 改革案のとりまとめ状況
- ・ 改革の実施状況

## **9．担当部局**

総務企画局信用課信用機構室